

知的障害福祉研究

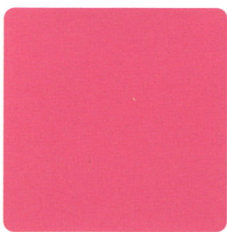
support



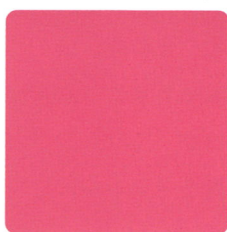
2

特集 新しい入所施設の役割と課題

No.685
Feb. 2014



訪問記 沖縄県・社会福祉法人そてつの会
SEMINAR (支援現場に役立つ基礎知識)
私たちが目指す共生社会の実現に向けて



特集

3

新しい入所施設の役割と課題



由岐 透

一般社団法人
全国知的障害者家族会連合会
代表理事

主張

昨年、全国知的障害者施設家族会連合会（以下、全施連）は「新しい生活施設のあり方に関する提言」をまとめました。「家族が求める暮らしのあり方～親の想いを社会にとどけたい～」、これは、障害のある人のための多様な居住形態の一つとして、新しい生活施設の設置を求めるもので、従来の「入所施設」を守ろうとするのではなく、安心して生涯を見通すことのできる暮らしの拠りどころのあり方を提言したものです。

私たちのまとめた「新しい生活施設のあり方に関する提言」の前文を紹介します。

『障害のある人の権利を実現するための、国連を中心とする国際的気運は時を経るごとに高まりを見せ、特に1981年の国際障害者年を契機として、ノーマライゼーション思想がわが国でも展開された。障害のある人を忌避し、地域社会から隔離する手法として位置づけられてきた施設収容という非人間的施策を、批判的に吟味する契機を与えてくれた点で、この思想は多大な成果をもたらした。しかしながら同時に、生活施設を全否定するという副産物をもたらすことともなった。一部の身体障害のある人によって行われた、生活施設は障害がある人の自由な意思と行動をなく奪する、存在悪であるという指摘はその代表的なものである。このノーマライゼーション思想を実現する手法として展開されたのがインテグレーション（統合）であったために、生活施設がこれまで果たしてきた役割は、過不足なく評価されず一方的に否定され、障害のない人との場の共有のみが形式的に最優先された。いつのまにか“地域こそが理想郷”とされてきたのである。

しかし「重荷」となっていた障害がある人が生活施設を利用し、そこでの実践を通して誰の目から見ても発達的に変化したという事実によって、家族の主体を形成する契機

となり、なくてはならない家族の一員として位置づけ直されていくことも事実として多くあるのだ。実はそこにこそ施設福祉の意義が存在するのである。——（中略）——

ノーマライゼーション思想発祥の国デンマークにさえ、今も生活施設が存在する。わが国と決定的に異なる点は、旧態依然とした貧相な施設を維持させるのではなく、居住形態の発展的変更や施設開放による地域住民との交流に組み続けていることにある。ノーマライゼーション思想を、障害のある人の“施設から地域への移行”や、障害のある人とない人の“場の共有・統合”という狭隘なものとして誤解してはならない。ノーマライゼーション思想は“その人らしさの保障”という包括的な概念として理解されなければならないのである。

わたしたち全施連は、障害者の隔離政策の主翼を担った旧態依然とした“収容”のイメージを色濃く残した生活施設を維持させることについては反対である。施設福祉対策中心であった戦後日本の障害者支援策は、最低基準が最高の基準となってしまう低劣な補助金制度の下で運営されてきた経緯がある。——（後略）——

家族が求める入所施設の役割

知的障害をもつ人や行動障害、常時の健康管理や医療的



な配慮を必要とする人、社会的な問題行動を併せ持つ人などの家族にとっては、家族援助の限界から、家族に代わる生活上の援助を障害者支援施設（以下、入所施設）に求めることにより、家庭崩壊を免れている現実があります。その他、入所施設を利用する理由は、家族介護に追われ、社会的に緊張関係が生まれ、それを起因とした家族の抑制や精神的軋轢あつれきからの回避などがあります。また、一人生活を余儀なくされている人やグループホーム等の生活をしている人たちの中に、家族的な人間関係と安定的な生活を入所施設に求める動きが最近多くなっています。

私たちが求める入所施設の役割は、知的障害をもって生まれてきた本人の永続的な生活支援、また、発達等の支援が行われることにとどまらず、入所施設がなければ親が働くこともできず、経済的に家庭が崩壊し、一家心中に追い込まれないよう家族の支援も包括的に行われるところだと考えています。

入所施設に限らず「ここに住みたい」「ここしかない」と選んだ生活の場が、長期の療養や看取り等が必要な状態になれば、慣れ親しんだ人たちや住み慣れた生活の場から離れなくてはならない、定住（永住）できないのであれば、そこを選んだ人の人生は惨め極まりないことになると思っています。自分の家族を作れない多くの知的障害をもつ人にとってはなおさらであります。

その意味で、まず誰にも権利としての定住（永続）できる居住の保障はされるべきです。私たちは、その保障を担っているのが入所施設だと考えています。

入所施設の課題

施設は管理され、閉鎖的であるという考えを持つ人たちが、施設は無用であるという「施設解体」を強く打ち出しています。私たちが今の施設の現状でよいとは決して考えていませんが、様々な年齢の集団で慈しみ合い、育ち合っていける入所施設の必要性は強く感じています。そのためには、人として値する現代的生活が当たり前とされる入所施設であるとともに、社会に必要な社会資源として改善していくことが大切です。

デンマークの知的障害者の親の会の運動はわが子に自宅

を持たせてやりたいという願いから、住居形態居住施設^{*1}（ボーホーム：入所施設）と共同生活住居^{*2}（ボーフェルスケープ：グループホーム）を自宅として位置づけています。当事者にとって自分の家が入所施設、グループホームとなっています。私たち家族もデンマークの家族と同様にわが子らに自宅（賃貸、所有）を持たせてやりたいと願っています。そのために、入所施設の課題として7点について指摘させていただきたいと思います。

- ①自宅を確保すること。入所施設やグループホームの中に我が家があるというイメージ。
- ②長期療養や看取りができる体制を整えること。
- ③障害福祉サービスを個別現金給付から現物給付に変えること。

「現代日本でこの現物給付方式をとっているのは、保育、公教育、医療の3つの分野です。一般に、一人ひとりの人間がその生存・発達のために必要とする医療・教育等の社会サービスは、教育では生徒と教師のコミュニケーション関係の中で、医療では患者と医師とのコミュニケーション関係において、必要な量と質が決まるものである」（二宮厚美、神戸大学名誉教授）。現物給付になっていないのは、老人福祉と障害福祉です。現物給付に改めることにより、介護認定、障害支援区分を廃止し、一人ひとりに必要な支援サービスの質と量が確保できることとなります。障害支援区分は現物給付に変更することにより解決できる課題であります。

- ④住居を1日ごとに借りることにつながる日割り計算等による報酬体系の見直し。
- ⑤区分等によって利用制限をしている問題。
- ⑥過不足なく職員を配置できる職員配置の問題。
- ⑦公的責任の後退をさせている契約制度について、当事者と事業者の直接契約を改め、当事者と市町村（もしくは都道府県）との契約、市町村（もしくは都道府県）は事業者へ委託または直営とすること。

これらの課題を解決しなければ知的障害をもって生まれた当事者とその家族、事業者も含め障害福祉の分野に将来の展望がないばかりではなく、社会全体が幸せになれないのではないかと危惧しています。（※1・2、共に仮訳）